

## ジャングルようちえん 会則

- 第1条 名称  
本会は、「ジャングルようちえん」と称する。
- 第2条 目的  
「子どもたちの世界を大切にしたい」という思いの基、「子どもたちが1日中好きなことをして遊べる場所」を親たちがつくりだすことで、子どもたちの自主性や創造性をはぐくみ、親も子も共に学び育ち合う。  
園舎、先生、カリキュラムのない「遊具等のない場所での外遊び」を基本とした親たちが運営する共同自主保育。
- 第3条 連絡所  
本会は、連絡所を本会の代表者宅とする。
- 第4条 会員  
(1) 本会の活動目的に賛同し、入会を申し入れたものを会員とする。  
(2) 未就学児(0歳～6歳)の親。  
(3) 会員は本会の目的たる各種活動に参加し、協力する。  
(4) 会員は、自らの意思により退会を申し入れることができる。
- 第5条 役員  
この会に以下の役員を置く。  
代表 1名  
副代表 1名  
会計 1名  
書記 1名
- 第6条 役員任期  
役員任期は1年とし、会員の互選により、選出する。  
再任を防げない。
- 第7条 役員役割  
代表は、世話役として円滑な運営に努める。  
副代表は、代表を補佐し、代表が欠員のときは、代表の職務を遂行する。  
会計は、活動全ての収入・支出の記録し、会計簿を作成し、年度末に会計報告を行う。  
書記は、本会活動、および会議の記録を司り、会員に対して報告及び案内を随時行う。
- 第8条 運営  
月1回の「話し合い」にて子どもたちの様子を把握、翌月の予定を決める。  
月1回の「当番会議」にてその他運営に関わる事項などを話し合いながら決める。
- 第9条 活動  
活動日:月、火、木、金、(土、日)※年間行事や会議は適宜土日に行う。  
活動時間:10時から14時半  
活動場所:長居公園、大仙公園等の屋外。公共施設などの屋内。遠足や山、畑など遠出をすることもある。  
通常活動は、基本的に公園内の遊具のない場所を選び、子どもたちの遊びを見守る。  
通常活動に加えて、料理、山登り、畑活動、遠足、リトミック、季節行事、年間行事、防災訓練など。  
他団体と連携してのイベント開催。

第10条 会費

月払い:1人につき2500円、2人目から1000円

日払い:1人につき300円、2人目から100円

※初めて参加される方は一家族100円

第10条 会則改定

この会則は会員の3分の2の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 馬越 奈緒美 大阪市東住吉区田辺4-1-23-502

副代表 吉岡 玲子 大阪市東住吉区東田辺2-24-15

会計 小山田 さつき 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田1-15-31-308

書記 尾形 弥生 大阪市天王寺区生玉前町1-8-401

2. この規約は2022年4月1日から適用する。

役員名簿

代表 馬越 奈緒美

副代表 吉岡 玲子

会計 小山田 さつき  
書記 尾形 弥生  
役員 加須屋 京子  
役員 納谷 智子